

店頭 IC カード認証規定

第 1 条（店頭 IC カード認証）

店頭 IC カード認証とは、当行との間の銀行取引について預金者本人であることの本人認証手段の一つとして、IC キャッシュカード規定に定める IC キャッシュカードまたはスーパーIC カード（以下、総称して「IC カード」といいます。）と、IC カード発行口座に登録された暗証番号を用いる当行所定の認証方式のことをいいます。

第 2 条（適用範囲）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行した IC カードを保有する個人のお客さま（ただし、代理人、任意団体および当行が別途定めた方を除きます。）は、当行国内本支店の窓口またはテレビ窓口にて、店頭 IC カード認証を第 4 条に定める取引に利用することができます。

第 3 条（本人認証等）

- (1) 店頭 IC カード認証による取引において、本人認証のための手続は次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。
 - ① 当行所定の機器により入力された暗証番号と、IC カード発行口座に登録された暗証番号との一致を確認します。当行所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、IC カードの利用を停止させていただきます。
 - ② 身体認証データが登録された IC カードを使用する時、または身体認証対象口座での取引時は、前項に加えて、当行所定の機器により読み取りさせた本人の身体認証データと、IC カードに登録された身体認証データとを照合し、その一致を確認します。
 - ③ 店頭 IC カード認証による取引にあたっては、当該取引について正当な権限を有することを確認するために、通帳、証書や本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。
- (2) 前項の方法により本人認証のうえ取引を行った時には、その取り扱いにより生じた損害については、本規定第 9 条、第 10 条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

第 4 条（取引の種類）

店頭 IC カード認証は同一名義口座における次の取引に利用することができます。

- ① IC カード発行口座からの預金の払戻し等（現金出金、異名義口座間の振替出金、第三者宛て振込については、身体認証データの一致を確認した場合を除き、IC カード発行口座に限定します）
- ② IC カード発行口座と、同一取引店かつ同一の共通印鑑届のある口座からの同一

名義口座間の振替出金等（定期預金の解約・継続、および投資信託・公共債等の売却を含みます）

- ③ サービスの申し込み等により IC カード発行口座と関連付けされた口座からの同一名義口座間の振替出金等
- ④ 上記①から③に規定する口座への預け入れおよび投資信託・公共債の購入
- ⑤ 上記①から③に規定する口座にかかる各種届出およびサービスの申し込み
- ⑥ 住所変更等の届出事項の変更にかかわる取引（ただし投資信託を保有しているお客さまからの住所変更、氏名変更は除く）
- ⑦ その他当行が定める取引

第5条（利用方法等）

次によるほか、当行が定める方法により行うものとします。

- ① 店頭 IC カード認証の対象取引は、当行所定の機器に IC カードを挿入し、当行所定の機器にて暗証番号を入力して（更に、身体認証データとの照合を行う場合は、当行所定の機器から本人の身体認証データを読み取りさせて）、取引の依頼を行ってください。
- ② 当行所定のお客さまモニターに表示される取引内容を確認いただき承諾（申込）する場合は、当行所定のお客さまモニター上の「確認」ボタンを押下してください。この時、払戻請求書、申込書の提出を省略することがあります。
- ③ 店頭 IC カード認証の対象取引は、当行が第3条の方法により本人であることを確認した時点、資金移動を伴う取引の場合は取引に必要な資金を確保した時点で取引が成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。
- ④ なお、暗証番号が生年月日、電話番号等の他人に類推されやすい番号だった場合は、当行から暗証番号変更を依頼することがあります。

第6条（取引内容の確認）

店頭 IC カード認証による入出金取引については、通帳への記入、または三菱東京 UFJ ダイレクト等の入出金明細照会により定期的に確認してください。

第7条（店頭 IC カード認証取引の停止等）

- （1）店頭 IC カード認証取引の停止を行う場合は、当行所定の手続により当行国内本支店の窓口等へ届け出てください。
- （2）次の各号の事由が発生した場合は、本人へ事前に通知することなく店頭 IC カード認証取引を停止することができます。
 - ① IC カードの発行口座が解約された場合
 - ② IC カードが解約された場合、または利用停止となった場合
 - ③ 当行において利用が不適切と認められた場合
 - ④ IC カードの発行口座を個別印へ切り替えた場合

第8条（障害時等の取扱い）

- （1） IC カードの破損等（IC チップの読み取り不良を含みます）により、当行が必要とする情報の取得ができない場合には、店頭 IC カード認証の取扱いをご利用いただけません。
- （2） 停電・故障等により当行所定の機器による取扱いができない場合、その他相当の事由がある場合には、店頭 IC カード認証の取扱いをご利用いただけません。

第9条（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる不正な払戻し等について、本人の故意による場合、または当該払戻し等について当行が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は IC カードおよび暗証の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カード等による払戻し等）

- （1） IC カードを盗取され、当該カードによりなされた不正な払戻し等については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻し等の額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）の補てんを請求することができます。
 - ① IC カードの盗難に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していること、その他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- （2） 前項の請求がなされた場合、当該払戻し等が本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻し等にかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻し等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- （3） 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻し等が最初に行われた日。）から2年を経過する日以降に行われた場合には適用されないものとします。
- （4） 第2項の規定に係わらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻し等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、か

つ次のいずれかに該当する場合。

- A) 本人に重大な過失があること
- B) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- C) 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して IC カードが盗取された場合。

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻し等を行っている場合には、この払戻し等を行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻し等を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された IC カードにより不正な払戻し等を受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第 1 1 条（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 1 2 条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金規定、自動つみたて定期預金規定、通知預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、外貨貯蓄預金規定、外貨貯蓄預金継続預入プラン規定、保護預り規定兼振替決済口座管理規定、一般債振替決済口座管理規定、投資信託総合取引規定、投資信託継続購入プラン規定、IC キャッシュカード規定、身体認証規定、Eco 通帳規定ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）が適用されるものとします。

なお、これら規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

（平成 24 年 7 月 17 日）